農業振興地域整備計画変更に係る事務手続き（農振除外）の流れ

最短で6ヶ月間

書類の申請（〆切…1 回目：4 月 30 日、2 回目：10 月 31 日）
※末日が閉庁日の場合は、その前の開庁日締切日

⇩

小美玉市農業振興地域整備促進協議会を開催

⇩

茨城県に事前協議書を提出

⇩

県農振調整会議（奇数月）※事前に現地調査

⇩

茨城県から事前協議の回答

⇩

公告（法 11 条）及び、申請者へ通知（見込み通知）

縦覧期間（法 11 条 1 項　30 日間）

異議申出期間（法 11 条 2 項　15 日間）

茨城県に意見書を添付し、本協議書を提出

⇩

茨城県から本協議の回答

⇩

変更計画の公告（法 12 条 1 項）
この公告を以って農振法に定める変更手続き終了する。

※この事務処理に要する期間はあくまで目安です。